第十八条の見出し中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改め、同条第一項中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収入の部及び消費支出の部」を「第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部」に、「消費収入又は消費支出の科目ごとに、当該会計年度の」を「事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の」に改め、同条第二項を削る。

第十九条（見出しを含む。）中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改める。

第二十条を次のように改める。

（当年度収支差額等の記載）

第二十条　第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2　当該会計年度の経常収支差額（第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3　当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4　当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5　当該会計年度の当年度収支差額（基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

第二十一条の見出しを「（翌年度繰越収支差額）」に改め、同条第一項中「相互に加減した額」を「加算した額」に、「翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額」を「翌年度繰越収支差額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　当年度収支差額

二　前年度繰越収支差額（当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。）

第二十一条第一項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第二十二条の見出し中「翌年度繰越消費収入超過額等」を「翌年度繰越収支差額」に改め、同条中「翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額」を「翌年度繰越収支差額」に、「当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額」を「当年度収支差額」に、「前条第一項の規定による加減の計算」を「前条の規定による計算」に改め、「当該金額を」を削る。

第二十三条の見出し中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改め、同条中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改める。

第二十四条の見出し中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に改め、同条第一項中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に、「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収入及び消費支出」を「事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額」に改め、同条第二項中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第二十九条中「帰属収入」を「事業活動収入」に改める。

第三十二条中「、基本金の部及び消費収支差額の部」を「及び純資産の部」に、「、基本金又は消費収支差額」を「及び純資産」に改める。

第三十四条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　当該会計年度の末日において第三十条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有しない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。

第三十五条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第三十六条中「第七号様式」を「第八号様式」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第三十八条を第四十条とする。

第三十九条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「都道府県知事を所轄庁とする学校法人」を「知事所轄学校法人」に、「「知事所轄学校法人」という」を「同じ」に改め、同条を第三十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（計算書類の作成に関する特例）

第三十七条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一　資金収支計算書記載科目（第10条関係）

収入の部		
科目		備考
大科目	小科目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入	入学検定料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料収入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証明手数料収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入	特別寄付金収入	土地、建物等の現物寄付金を除く。
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	
資産売却収入	施設売却収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	設備売却収入	
	有価証券売却収入	